

平成28年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第1回権利擁護専門部会 次第

- 1 日時 平成28年7月11日(月)午後6時30分から
- 2 場所 文京シビックセンター3階C会議室

1 開会

2 高山会長挨拶

3 委員自己紹介

4 部会長の互選、副部会長の指名

5 部会長の挨拶

6 議題

- (1) 28年度権利擁護専門部会の下命事項の確認について
- (2) 障害者権利条約について
- (3) 28年度の会議開催計画について
- (4) 障害者の権利に関する事項についての意見交換
(障害者権利条約、意思決定支援、成年後見制度、障害者差別禁止法など)
- (5) その他

【配付資料】

- | | |
|-------|------------------------------|
| 資料第1号 | 文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿 |
| 資料第2号 | 文京区障害者地域自立支援協議会要綱 |
| 資料第3号 | 28年度各専門部会の下命事項等の確認について |
| 資料第4号 | 障害者権利条約について |
| 資料第5号 | 28年度権利擁護部会開催計画 |

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿

※○は新メンバー

役職名		委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長		高山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
親会委員		松下 功一	文京槐の会
親会委員		大形 利裕	就労支援センター センター長
委員		美濃口 和之	基幹相談支援センター
〃	○	井上 遼太	あせび会支援センター
〃	○	浦崎 寛泰	弁護士
〃	○	箱石 まみ	司法書士
〃		中村 智恵子	文京区民生委員・児童委員協議会
〃		賀藤 一示	文京区知的障害者相談員
〃		新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
〃		杉浦 幸介	当事者代表
〃		久米 佳江	当事者代表
〃	○	田沼 綾	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター長
区 委員	○	永尾 真一	知的障害者福祉司
〃		望月 大輔	身体障害者福祉司
〃	○	小谷野 恵美	予防対策課保健指導係長
事務局		伊藤 美穂子	文京区社会福祉協議会

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

- 19文福障第1705号 平成20年2月18日区長決定
- 19文福障第2191号 平成20年3月31日一部改正
- 23文福障第2692号 平成24年3月30日一部改正
- 24文福障第688号 平成24年6月1日一部改正
- 24文福障第2127号 平成25年1月24日一部改正
- 26文福障第3145号 平成27年3月30日一部改正
- 27文福障第2238号 平成28年2月1日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 就労支援専門部会
- (2) 相談支援専門部会
- (3) 権利擁護専門部会
- (4) 障害当事者部会

3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

6 部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。

7 前項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員以外の者を部会員として指名することができる。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。

9 部会は、部会長が招集する。

10 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

11 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関において処理する。

- (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
- (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター
- (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
- (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター

13 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1名
	民生・児童委員協議会	1名
	文京区家族会	1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1名
	都立精神保健福祉センター	1名
相談支援事業者関係	区内指定一般相談支援事業者	3名以内
障害者支援施設関係	区内障害者支援施設	6名以内

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部福祉施設担当課長 福祉部障害福祉課長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

平成28年度 文京区障害者地域自立支援協議会 各専門部会の下命事項について

各専門部会に対する下命事項は下記の事項とし、下記事項については、文京区障害者地域自立支援協議会へ検討の進ちよく状況及び議論の方向性を報告する。

また、各専門部会は、下命事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

1 相談支援専門部会

相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

区内地域で活動する関係機関等とのネットワークを強化し、相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みを検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する相談や支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みを検討する。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援の在り方についての調査・研究・検討を行う。

成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みを検討する。

4 障害当事者部会

障害当事者からの情報発信等についての調査・研究・検討を行う。

障害当事者部会で検討した内容について、区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動を行う。

国際障害者年行動計画（1980）

- 国連総会決議「国際障害者年行動計画」による、
国連の定義
- 国際障害者年（1981）：「完全参加と平等」

「障害のある人」とは、その社会の他の異なったニーズをもつ特別な集団と考えるべきではなく、通常の人間的ニーズを満たすのに特別な困難をもつ**普通の市民**と考えられるべきである。」

国際障害者年行動計画の定義の意味

(障害者問題の解決は「すべての人々の社会づくり(A society for all)」)

「障害という問題がある個人とその環境との関係としてとらえることが、より建設的な解決の方法であることは、ますます明らかになりつつある。多くの場合社会環境が人間の日常生活での身体や精神への影響を決する。社会はいまなお身体的・精神的能力を完全に備えた人々のみの要求を満たすことを概して行っている。物理環境、保健・社会サービス、教育、労働機会、スポーツを含む文化的・社会的な生活全体を障害のある人々にとって利用しやすいように整える義務を社会は負っている。これは単に障害者のみならず、全ての人々にとっても利益となるものである。ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会なのである。」

障がいのある人の人権尊重への志向

施設や病院の社会化・開放化⇒地域移行・地域定着
地域で当たり前暮らしの保障
差別や偏見を許さない意識の啓発

障がい者制度改革推進会議における検討

障害者虐待防止法

障害者総合支援法

障害者差別解消法

障害者の権利条約の批准

ノーマライゼーション


ソーシャル・インクルージョン

障害者の権利に関する条約

この条約は、障害のあるすべての人によるすべての人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し及び確保すること、並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする



人としてあたり前の生活の保障



**「私たちのことを私たちめきで決めないで！」
(Nothing about us, without us!) をスローガンとして、多くの障害当事者が参加**

障害者権利条約の特徴

- “ 障害が個人に在るというこれまでの障害観を転換し、**障害が、社会と環境の中に存在する**ものであるというパラダイムの転換
- “ 「障害者」が人権の主体であることを明白にし、**人間の多様性への配慮**を怠ってきた社会、その構造に対して、不便を強いられてきた人たちが訴える権利を持つのだという強いメッセージ

参考文献：障害者の権利条約と日本—概要と展望
長瀬 修・東 俊裕・川島 聡 編 生活書院(2008年)

医学モデルから社会モデルへ

- 「医学モデル」：障がいのある人が困難に直面するのは「その人に障がいがあるから」であり、克服するのはその人（と家族）の責任だとする考え方

それに対して

- 「社会モデル」：「社会こそが『障がい（障壁）』をつくっており、それを取り除くのは社会の責務だ」とする考え方

社会モデルの意義

- 社会には身体や脳機能に損傷をもつ多様な人々がいるにもかかわらず、社会は少数者の存在やニーズを無視して成立している
- 学校や職場、街のづくり、慣習や制度、文化、情報など、どれをとっても健常者を基準にしたものである
- そうした社会のあり方こそが障がいのある人に不利を強いていると考えるのが「社会モデル」である
- 「障がいがあるから不便」のではなく、「障がいとともに生きることを拒否する社会であるから不便」なのだ、と発想の転換を促している
- 強者の論理で築かれた社会のあり方を障がいのある人の生活を基準として社会変革をしていくこと
- 真の民主主義、平等、公正、平和な社会の構築

障害者権利条約（2014年2月19日効力）

- 第16条：「搾取、暴力及び虐待からの自由」を規定し、虐待の防止と虐待を受けた被害者の身体的及び心理的な回復及びリハビリテーション等の措置が締約国の義務である。
- 第17条：「全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態尊重される権利を有する。」インテグリティ
- 第19条：障害のない人と平等にどこで誰と住むか選択でき、特定の生活様式での生活が義務付けられず、地域生活を支えるための支援を締約国に課すという、地域における自立した生活の権利条項も規定された。これは「脱施設条項」ともよばれている。

障害者権利条約 第十二条 法律の前にひとしく認められる権利

- 締約国は、障害者がすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 障害者権利条約では、判断能力に支障のある人の権利を制限するのではなく、社会的支援を充実させることで判断能力を最大化するための支援を重要視している。
- 保護的な「成年後見制度」から「意思決定支援制度」へのパラダイムシフトがある。

障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年8月5日施行）

- 第二十三条：国及び地方公共団体は、**障害者の意思決定の支援に配慮しつつ**、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。
- 意思決定支援が権利擁護という視点だけでなく、本人主体の支援を実現する前提であることが、国レベルで認められてきている。
- 支援者は、これら法律に明記された意思決定支援の具体的な内容や支援方法等を明らかにし、日々の支援の中に意思決定支援のシステムを組み込むことが求められている

平成28年度権利擁護部会開催計画について

1. 今年度の基本的な方向性

障害者権利条約を前提に、下命事項に基づき意思決定支援及び成年後見制度について検討を行う。

2. 今後のスケジュール

	会議開催、議題
9月	第2回権利擁護部会（予定） 議題：意思決定支援の考え方について 成年後見制度の課題について
10月	
11月	
12月	第3回権利擁護部会（予定） 議題：意思決定支援の考え方について 成年後見制度の課題について
1月	
2月	
3月	第4回権利擁護部会（予定） 議題：年間のまとめ